

平成 23 年度決算に係る健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

平成 24 年 8 月

尼 崎 市 監 査 委 員

尼 監 報 告 第 14 号

平 成 24 年 8 月 28 日

尼崎市長

稲 村 和 美 様

尼崎市監査委員 須 賀 邦 郎

同 堀 智 子

同 北 村 章 治

同 田 村 征 雄

平成23年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成23年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行った。

その結果について、次のとおり意見を提出します。

目 次

第1	審査の概要	1
1	審査の対象	1
2	審査の期間	1
3	審査の方法	1
第2	審査の結果及び意見	1
1	審査の結果	1
(1)	健全化判断比率	1
(2)	資金不足比率	2
2	健全化判断比率等の状況	2
(1)	実質赤字比率について	2
(2)	資金不足比率について	3
(3)	連結実質赤字比率について	4
(4)	実質公債費比率について	5
(5)	将来負担比率について	6
(6)	平成21年度及び22年度決算数値における各指標の相関関係及び類似都市比較	7
3	まとめ	11
(1)	今回の算定結果について	11
(2)	要請事項	11

<参考資料>

1	健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計	13
2	健全化判断比率及び資金不足比率の算定式	14
3	類似都市の財政指標等	20
4	用語説明	24

第1 審査の概要

1 審査の対象

平成23年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算（以下「平成23年度決算」という。）に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）第3条で定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）、財政健全化法第22条で定める資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成24年7月10日から平成24年8月10日まで

3 審査の方法

審査に付された平成23年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかを確認するために、算定の基礎となる事項を記載した書類と歳入歳出決算書、同付属書類、会計諸帳簿等とを照合し、確認を行った。

なお、審査に当たっては、関係職員の説明を求めたほか、決算審査及び出資団体監査等の結果を参考とした。

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された次の平成23年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率は、関係法令に準拠して算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類の計数も決算書等の計数と符合し、いずれも適正であると認められた。

(1) 健全化判断比率

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	※ —	※ —	※ —	11.25%	20%
連結実質赤字比率	※ —	※ —	※ —	16.25%	30%
実質公債費比率	10.5%	11.9%	12.4%	25%	35%
将来負担比率	192.0%	183.0%	166.8%	350%	

(2) 資金不足比率

	会 計 名	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	経営健全化基準
法適用企業	水道事業会計	※ —	※ —	※ —	20%
	工業用水道事業会計	※ —	※ —	※ —	20%
	自動車運送事業会計	5.9%	18.2%	17.2%	20%
	下水道事業会計	※ —	※ —	※ —	20%
法非適用企業	廃棄物発電事業費会計	※ —	※ —	※ —	20%
	地方卸売市場事業費会計	※ —	※ —	※ —	20%
	都市整備事業費会計	※ —	※ —	※ —	20%

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率については、実質赤字額、連結実質赤字額及び資金不足額がない場合は「—」で表示される。

2 健全化判断比率等の状況

(1) 実質赤字比率について

ア 本市の状況

本市の平成23年度実質収支額は、2,300万円の黒字で、実質赤字比率は、「—」で表示される。

実質赤字比率を数値で示すと、平成23年度は△0.02%である。

(単位：百万円)

会 計 名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	対前年度 増減額	対前年度 増減率(%)
一般会計	10	21	23	1	5.2
用品調達事業費会計	0	0	0	0	—
育英事業費会計	0	0	0	0	—
公共用地先行取得事業費会計	0	0	0	0	—
公害病認定患者救済事業費会計	0	0	0	△ 0	△61.9
母子及び寡婦福祉資金貸付事業費会計	0	0	0	0	—
青少年健全育成事業費会計	0	0	0	0	—
一般会計等実質収支額	10	22	23	1	3.6
実質赤字比率	— (△ 0.01%)	— (△ 0.02%)	— (△ 0.02%)	— 0	

平成23年度は、次表のとおり、市債充当率の嵩上げや退職手当債を合計約41億円発行して財源対策を講じた結果、かろうじて黒字を保っている。

財源対策の内容 (単位：百万円)

	基金の 取崩し	市債充当率の 嵩上げ	退職手当債 の発行	計
平成21年度	2,050	4,416	3,661	10,127
平成22年度	0	1,924	1,266	3,190
平成23年度	0	2,298	1,800	4,098

イ 類似都市との比較

本市の状況を中核市40市のうちの類似都市（人口41万人以上61万人未満、第二次、第三次産業従事人口95%以上、県庁所在地を除く都市から抽出した8市（以下「類似都市」という。））の平成22年度決算数値＜参考資料3(1)＞で比較すると、実質赤字比率（△0.02%）は、8市中、前年度と同様最も高い（悪い）。（平均値（尼崎市を除く。以下同じ。）：△3.76%）

(2) 資金不足比率について

本市の状況

本市の平成23年度の資金剰余（不足）額は、次表のとおりであり、自動車運送事業会計で4億1,400万円の資金不足が生じ、資金不足比率は17.2%となった。

各会計の資金剰余（不足）額 (単位：百万円)

区分	会計名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	対前年度 増減額	対前年度 増減率(%)
法適用企業	水道事業会計	3,772	4,786	5,551	765	16.0
	工業用水道事業会計	3,227	3,514	3,064	△450	△12.8
	自動車運送事業会計	△184	△498	△414	84	16.8
	下水道事業会計	3,074	3,133	4,142	1,010	32.2
法非適用企業	廃棄物発電事業費会計	45	4	82	78	1000以上
	地方卸売市場事業費会計	183	208	239	31	14.9
	都市整備事業費会計	0	0	0	0	—

※ 資金剰余（不足）額の「△」は資金不足額を表示している。

自動車運送事業会計は、高齢者市バス特別乗車証制度の見直しなどにより運送収益が大幅に減少したことから、4億9,000万円もの営業損失を計上した。当事業は従来からの路線等補助金3億7,000万円に加え、平成23年度に3億5,000万円を経営支援補助金として積み増し、2億900万円の純利益を計上している。この経営支援補助金を控除すると、資金不足比率は31.8%と経営健全化基準を上回る深刻な経営危機状況である。

(3) 連結実質赤字比率について

ア 本市の状況

一般会計等及び公営事業会計を連結ベースで算定した実質収支額は、黒字であり、連結実質赤字比率は、「－」で表示される。

連結実質赤字比率を数値で示すと、平成23年度は△15.15%であり、前年度に比べ2.29ポイント低下（改善）している。

各会計の実質収支(資金剰余)額

(単位：百万円)

会 計 名	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	対前年度 増減額	対前年度 増減率(%)
一般会計等	10	22	23	1	3.6
実質赤字比率	－ (△ 0.01%)	－ (△ 0.02%)	－ (△ 0.02%)	－ 0	
国民健康保険事業費会計	1,005	942	1,259	317	33.7
介護保険事業費会計	491	382	530	148	38.8
老人保健医療事業費会計	△ 0	1	－	△ 1	皆減
後期高齢者医療事業費会計	44	48	119	70	145.1
農業共済事業費会計	8	8	8	△ 0	△ 1.0
駐車場事業費会計	0	0	0	0	－
競艇場事業費会計	247	177	387	210	118.8
小 計	1,795	1,558	2,303	745	47.8
水道事業会計	3,772	4,786	5,551	765	16.0
工業用水道事業会計	3,227	3,514	3,064	△ 450	△ 12.8
自動車運送事業会計	△ 184	△ 498	△ 414	84	16.8
下水道事業会計	3,074	3,133	4,142	1,010	32.2
小 計	9,889	10,934	12,343	1,409	12.9
廃棄物発電事業費会計	45	4	82	78	1000 以上
地方卸売市場事業費会計	183	208	239	31	14.9
都市整備事業費会計	0	0	0	0	－
小 計	227	212	321	109	51.5
合 計	11,921	12,726	14,990	2,264	17.8
標準財政規模	97,169	98,890	98,940	51	0.1
連結実質赤字比率	－ (△ 12.26%)	－ (△12.86%)	－ (△15.15%)	－ (△ 2.29)	

※ 実質収支（資金剰余）額の「△」は実質赤字（資金不足）額を表示している。

この計算は、①の一般会計等実質収支額に②の資金不足（剰余）額を加え、更に、国民健康保険事業費会計等の6特別会計の実質収支額を加えた計算結果である。

平成23年度の連結実質収支額は、前年度と比べ、22億6,400万円（17.8%）増加（改善）している。これは、国民健康保険事業費会計等の6特別会計で7億4,500万円、公営企業に係る特別会計（法適用企業）で14億900万円、廃棄物発電事業費会計等の3特別会計（法非適用企業）で1億900万円増加したことによるものである。

イ 類似都市との比較

本市の状況を類似都市の平成22年度決算数値＜参考資料3(1)＞で比較すると、連結実質赤字比率（△12.86％）は、8市中、前年度と同様中位にある。（平均値：△14.84％）

(4) 実質公債費比率について

ア 本市の状況

平成21年度から23年度までの3か年平均の実質公債費比率は、前年度から0.5ポイント上昇（悪化）し、12.4％となった。

平成23年度単年度の比率をみると、前年度から0.3ポイント低下し、12.8％となった。

実質公債費比率の状況

実質公債費比率 (3か年平均)			【参考】実質公債費比率 (単年度)	
平成21年度 10.5%	平成22年度 11.9%		平成19年度	8.8%
			平成20年度	11.3%
		平成23年度 12.4%	平成21年度	11.3%
			平成22年度	13.1%
			平成23年度	12.8%

備考： 実質公債費比率は、単年度の実質公債費比率の直近3か年の平均値で算定する。

イ 類似都市との比較

(7) 市債残高

本市の状況を類似都市の数値（平成22年度決算数値を標準財政規模で規模補正した市債残高：＜参考資料3(1)＞）で比較すると、市債残高（2,824億円）は、8市中、前年度と同様最も額が多く、平均値の約1.8倍となっている。（平均値：1,609億円）

なお、類似都市と比較を行う場合は、財政規模に違いがあるため、類似都市の財政規模を尼崎市の財政規模に倍率補正する係数を求め、各数値にこの補正係数を乗じた数値により比較している。（以下規模補正という場合は同様の補正を行っている。）

(4) 実質公債費比率

本市の状況を類似都市の平成22年度決算数値＜参考資料3(1)＞で比較すると、前年度は中位にあった実質公債費比率は1.4％上昇し11.9％となり、その結果、8市中最も高くなった。（平均値：8.0％）

(5) 将来負担比率について

ア 本市の状況

将来負担比率の算定式

(単位：百万円)

将来負担額 A	—	充当可能財源等 B		純負担額 A-B		将来負担比率
345,960		202,252		143,708		
=						
標準財政規模 C	—	算入公債費等の額 D		C-D		166.8%
98,940		12,802		86,139		

平成23年度の将来負担比率は、算定の結果、166.8%となった。

将来負担額には、地方債の現在高（2,760億円）、公営企業債等繰入見込額（294億円）、市職員退職手当負担見込額（247億円）、外郭団体等の負担見込額（82億円）及び債務負担行為に基づく支出予定額（68億円）等があり、総額3,460億円と算出された。

この将来負担額から、保有する基金残高を含む充当可能財源等（2,023億円）を差し引いた純負担額は1,437億円となっている。標準財政規模から基準財政需要額に算入された公債費を差し引いた額で純負担額を除した値（将来負担比率）は166.8%となっている。

イ 類似都市との比較

本市の状況を類似都市の平成22年度決算数値＜参考資料3(1)、(2)＞で比較すると、将来負担比率（183.0%）は、8市中でも突出して高い（悪い）状況にあり、平均値に比べ、約3.1倍（平均値：59.8%）となっており、平成21年度（約2.6倍）から較差が広がっている。

また、本市の平成22年度の将来負担額（3,587億円）は、標準財政規模（経常的一般財源の規模）の約4年分に近く、市民1人当たりの負担額は約79万円（充当可能財源等を控除した純負担額は約35万円）となっている。

(6) 平成21年度及び22年度決算数値における各指標の相関関係及び類似都市比較

ア 実質赤字比率と連結実質赤字比率

財政運営の成績をみる指標として、実質赤字比率と連結実質赤字比率について、類似都市と本市の数値をグラフで表すと次頁のとおりとなる。

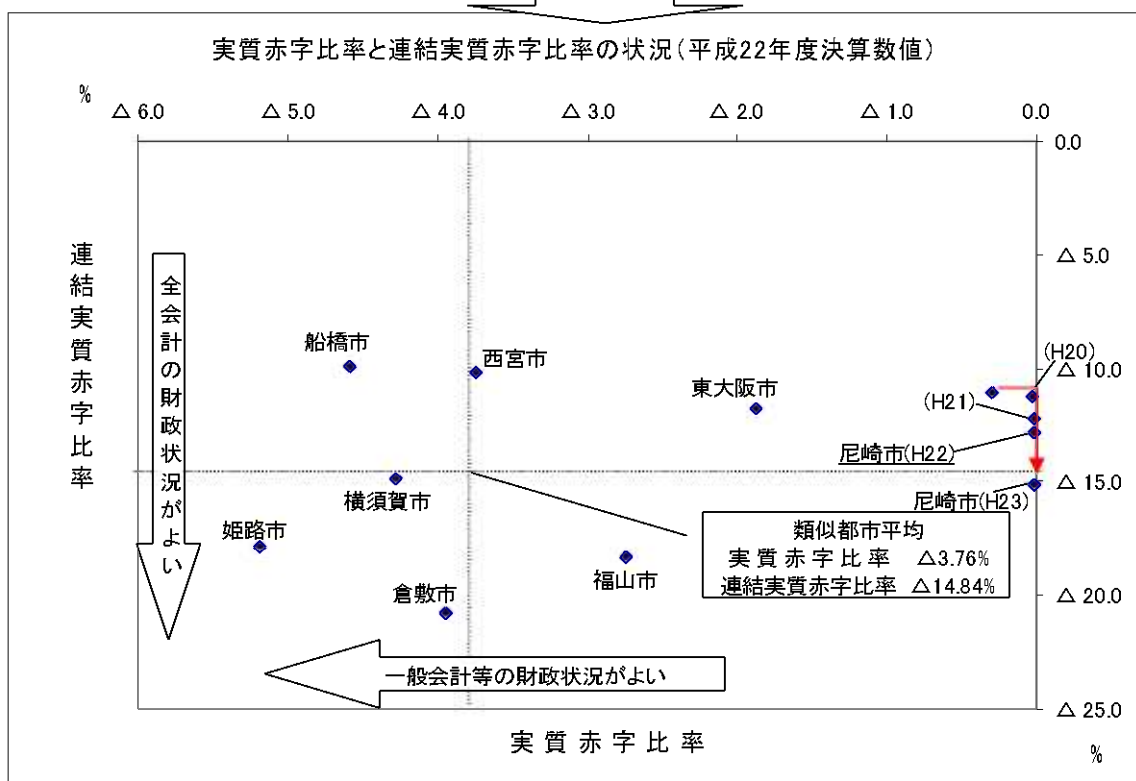
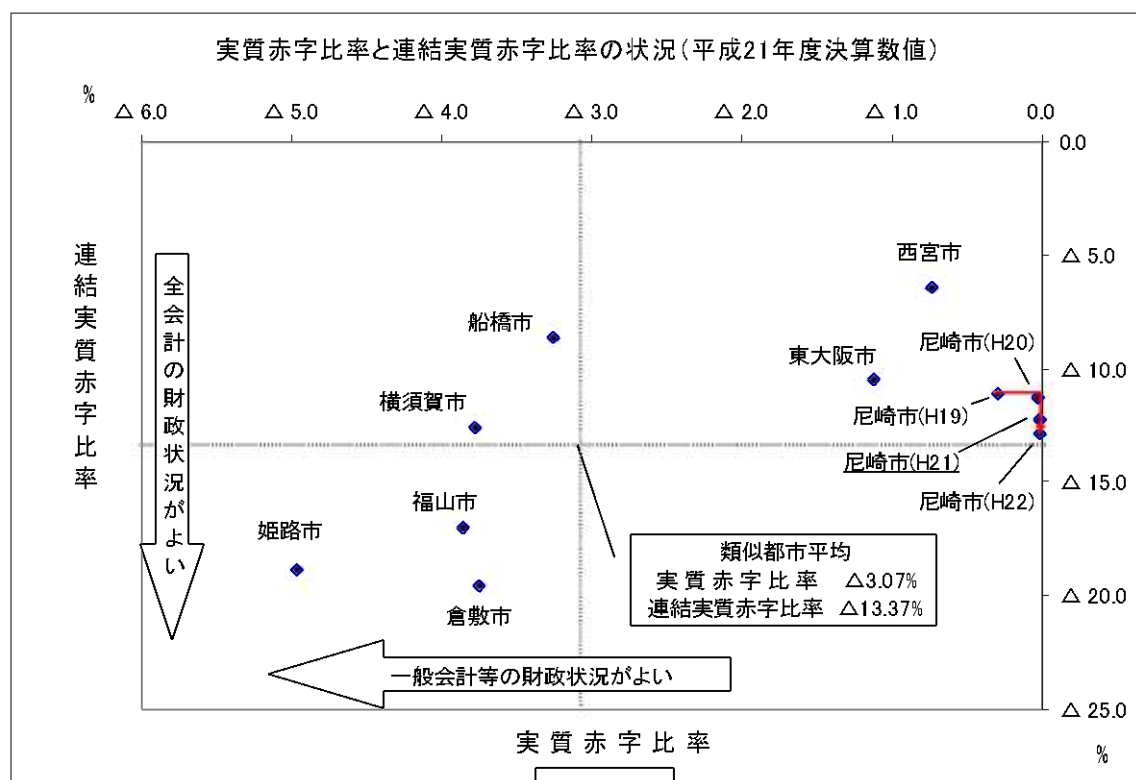
横軸は実質赤字比率、縦軸は連結実質赤字比率を示している。いずれの数値も赤字額が生じていないことから、マイナス（△）で表示されており、マイナスの数値が高いほど財政状況が良好な状態を表す。

類似都市の平均値を点線で示しており、この点線が交わる位置より右上のゾーンは、一般会計等のみの実質赤字比率と地方公営企業会計等を連結した連結実質赤字比率のどちらもが、類似都市平均値より悪いと考えられる。

平成21年度と22年度のグラフを見比べると、点線が交わる位置(類似都市平均)は左下に向かって動いている。これは、実質赤字比率、連結実質赤字比率それぞれを算出する際の黒字の割合が大きく（良く）なったことを示している。

一方、本市の場合は、平成21年度決算、22年度決算共に、右上のゾーンにあって、100億円を超える公営事業会計の資金剰余額があることから、連結ベースでは類似都市平均に近づいているが、基幹となる一般会計等の財政状況が極めて悪く、かろうじて黒字を保っているにすぎないといった状態が続いている。

上段：平成21年度決算、下段：平成22年度決算



イ 実質公債費比率と将来負担比率

実質公債費比率と将来負担比率の共通の算定要素である市債については、償還が始まるまでは将来負担比率を高く（悪く）する要因となり、償還が始まればその減少に伴い将来負担比率を低下（改善）させ、実質公債費比率を上昇（悪化）させる要因となるなど、両比率は相互に関連している。

こうした両比率の関連性を踏まえ、類似都市と本市の数値をグラフで表すと次頁のとおりとなる。

借入金の毎年の返済額の大きさを示す実質公債費比率を横軸に、将来負担すべき実質的な負債全体の大きさを示す将来負担比率を縦軸に置いて比較した。

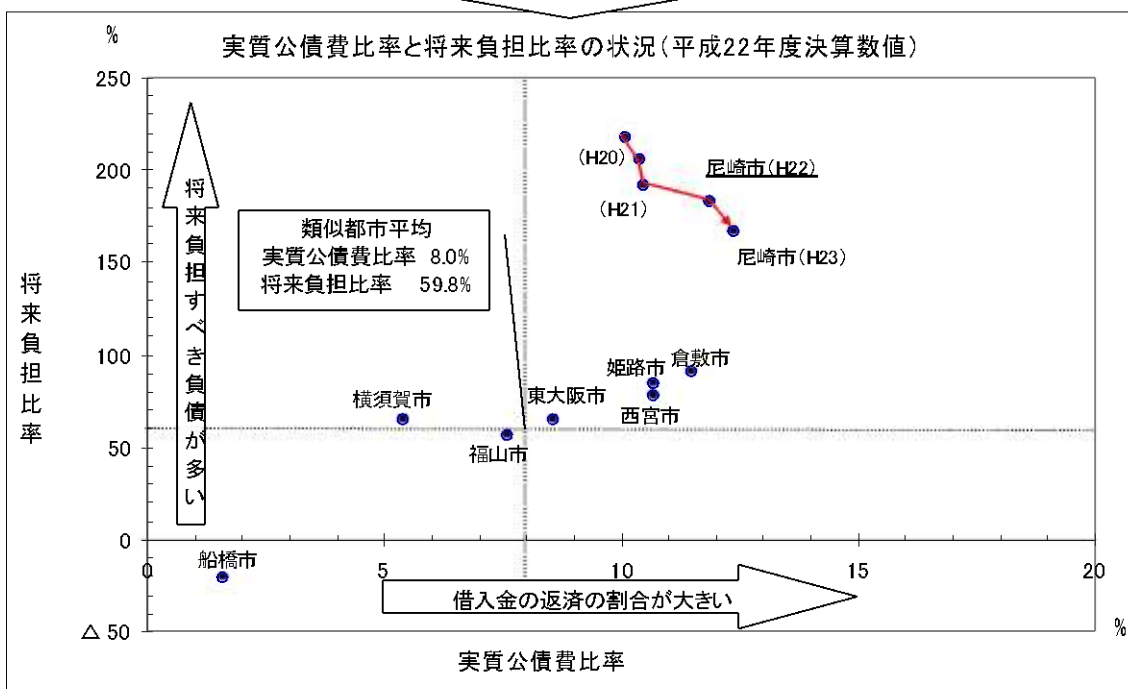
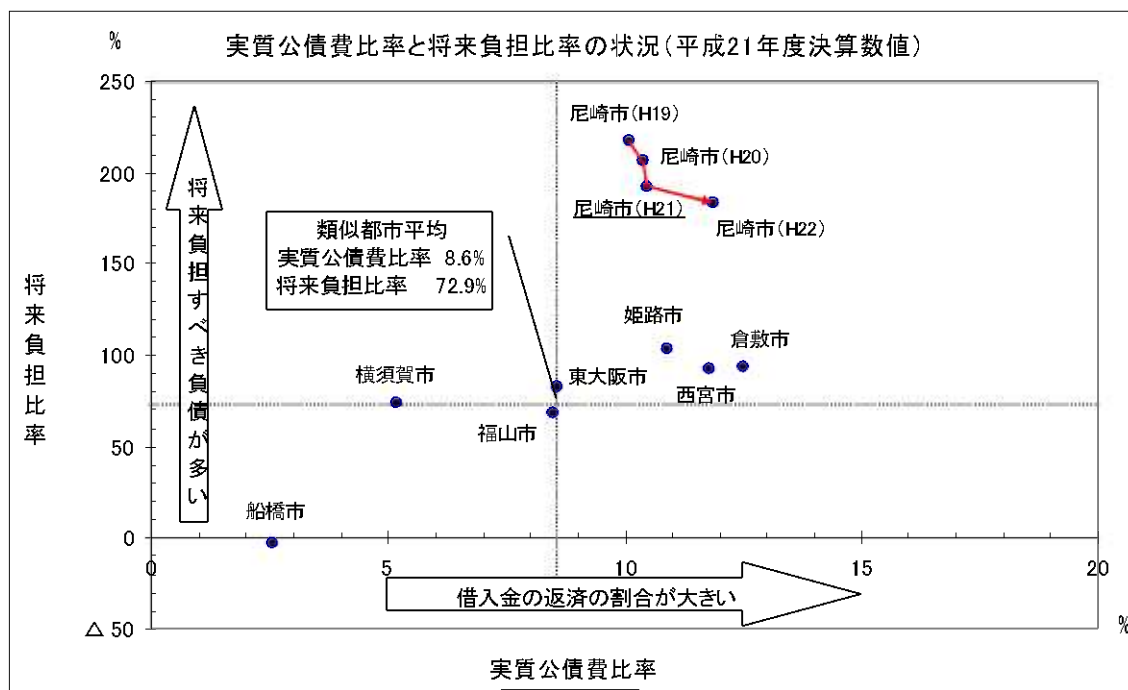
類似都市の平均値を点線で示しており、この点線が交わる位置より右上のゾーンは、類似都市の中で、借入金の返済額が大きく、かつ、将来負担すべき負債も大きいと考えられる。

平成21年度と22年度のグラフを見比べると、点線が交わる位置（類似都市平均）は左下に向って動いている。これは、実質公債費比率、将来負担比率それぞれの数値が減少して（良くなって）いることを示している。

本市の場合は、右上のゾーンにあって、返済額が大きいうえに、将来負担すべき負債が突出して大きいことがわかる。しかしながら、増加傾向にあった地方債の現在高が平成23年度決算では19年度以降初めて減となり、また、地方債以外の将来負担額も減少しているため、高い（悪い）水準ではあるが、将来負担比率は徐々に低下してきている。

一方、多額の地方債現在高のうち、土地開発公社保有地買戻しに係る公共用地先行取得事業債、財源対策として発行した退職手当債などの償還が今後本格化してくるため、実質公債費比率は更に上昇（悪化）していくものと見込まれる。

上段：平成21年度決算、下段：平成22年度決算



3 まとめ

(1) 今回の算定結果について

平成23年度の健全化判断比率、資金不足比率は、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回った。しかし、本市財政の実態が健全な状態にはないことは、「健全化判断比率等の状況」で記述したところであり、今後対応が必要な大きな課題を抱えている。

(2) 要請事項

- **本市の財政は、経営再建プログラム（平成15～19年度）、行財政構造改革推進プラン（平成20～24年度）（以下「プラン」という。）を策定し、「実質的な収支均衡」を確保するという最終目標を掲げてきたものの、平成24年度の予算編成においても、45億円を超える財源対策を計上せざるを得ない状況にある。**

平成23年度一般会計等決算では、当初予算と比べて、臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税額が20億円増であったほか、扶助費決算額が当初予算と比べて27億円少なかったことなどにより、当初予算で計上していた75億円の財源対策が41億円に減少した。しかしながら、22年度決算の32億円からは増加しており、結果として、10年以上もの長期に渡る赤字体質から脱却できていない。

次に、**公営企業4会計の決算**では、水道事業、工業用水道事業、下水道事業の3会計の純利益は33億円を計上し、資金剰余额は120億円を超え、余裕のある状態となっている。残る自動車運送事業会計は、高齢者市バス特別乗車証制度の見直しなどにより運送収益が大幅に減少したことから、4億9,000万円もの営業損失を計上した。当事業は従来からの路線等補助金3億7,000万円に加え、平成23年度に3億5,000万円を経営支援補助金として積み増し、2億900万円の純利益を計上している。この経営支援補助金を控除すると、資金不足比率は31.8%と経営健全化基準を上回る深刻な経営危機状況であることから、本年7月に出された尼崎市公営企業審議会の答申を踏まえて、市としての方針を早期に決定し、着実に実行していくことが重要である。

実質公債費比率については、財源対策としての退職手当債などの市債のほか、土地開発公社の経営健全化計画に伴い発行した市債の償還が本格化してきており、前年度の11.9%から上昇して12.4%となった。今後、同比率は更なる上昇が見込まれることから、市債の発行については、今まで以上の慎重な取扱いが必要である。

将来負担比率については、市債残高、公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額など、比率計算に際しての負担額がほぼ全ての項目で減少したことにより、166.8%と、前年度の183.0%から16.2ポイント低下した。しかしながら、将来負担比率（平成22年度）は、類似都市平均の約3倍と最も悪い状況にあり、今後についても、学校施設耐震化事業などの投資が予定されており、その財源としての市債発行は避けられないことから、引き続き市債残高の削減が重要課題である。

- 本平成 24 年度はプラン最終年度であり、また次期の財政再建計画（平成 25～34 年度）策定の時期でもある。その際の重要な視点は次のとおりである。

前半の平成 25～29 年度は、実質赤字額が 50～90 億円／年と見込まれており、この 5 年間で、10 年以上続く赤字体質をいかに克服するかが最重要課題である。

「都市の体質転換」により、いかに財政（主に市税）効果を出すか、という従来にはない長期の視点は極めて重要である。だが、このための施策が浸透し十分な効果を生み出すには、長い年月が必要であることを認識すべきである。

本市においては巨額の赤字が続き、そのために赤字の黒字化手法である財源対策がとられてきた。しかしながら、退職手当債の特例期限切れもあり、今後の財源対策は限られたものとなる。今後 5 年間は、まさに改革・改善の正念場である。さらに、これらの改革の実を挙げるためには、これまで以上に市民・議会の理解と協力を得ることが肝要である。

これまで、本市は「大変深刻な財政状況」と広報してきてはいるが、市民には、本市の真の財政状況が理解されているか甚だ疑問である。

現在の赤字が、①過去の市税、収益事業（競艇）の貢献が極めて大きかった時代の歳出肥大体質の影響が残っていること、②過去の開発を中心とする負の遺産正常化処理（土地開発公社等）による財政負担、③赤字を市債発行で埋める負の連鎖の影響、の総和であると、率直に広報すべき時期である。

次期行財政改革策定にあたっては、過去を総括し、市民の理解を得たうえでトップとしてドラスティックな改革を決断し、強いリーダーシップにより、スピード感をもって実行されるよう要請する。

<参考資料>

1 健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計

一 般 会 計									
特 別 会 計	用品調達事業費会計 育英事業費会計 公共用地先行取得事業費会計 公害病認定患者救済事業費会計 母子及び寡婦福祉資金貸付事業費会計 青少年健全育成事業費会計	一 般 会 計 等	↑ 実質赤字比率 ↓	↑ 連結実質赤字比率 ↓	↑ 実質公債費比率 ↓	↑ 将来負担比率 ↓			
	国民健康保険事業費会計 介護保険事業費会計 後期高齢者医療事業費会計 農業共済事業費会計 駐車場事業費会計 競艇場事業費会計	公 営 事 業 会 計					↑ 資金不足比率 ↓		
	法適用	水道事業会計 工業用水道事業会計 自動車運送事業会計 下水道事業会計							
		法非適用						廃棄物発電事業費会計（電気事業） 地方卸売市場事業費会計（市場事業） 都市整備事業費会計（宅地造成事業）	
								一部事務 組合、広 域連合	丹波少年自然の家事務組合 阪神水道企業団 兵庫県競馬組合 兵庫県後期高齢者医療広域連合
									地方公社 第三セクター 等

2 健全化判断比率及び資金不足比率の算定式（総務省・地方公共団体財政健全化法関係資料等から抜粋）

(1) 健全化判断比率の算定式

ア 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率(一)} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額(一)}}{\text{標準財政規模} \quad 98,940,401 \text{ 千円}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

- ・ 実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

繰上充用額　＝歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
　＝形式赤字＋（継続費の逡次繰越額＋繰越明許費繰越額＋事故繰越額－未収入特定財源）

支払繰延額　＝実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額

事業繰越額　＝実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

項	目	金 額（千円）
歳入総額	①	204,534,899
歳出総額	②	204,343,303
歳入歳出差引額	③＝①－②	191,596
翌年度に繰り越すべき財源	④	168,816
一般会計等実質収支額	③－④＝A	22,780
標準財政規模	B	98,940,401
実質赤字比率	A／B	－（△ 0.02%）

イ 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率(一)} = \frac{\text{連結実質赤字額(一)}}{\text{標準財政規模}} \quad 98,940,401 \text{ 千円}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(単位：千円)

会 計 名		実質収支額	資金剰余額
一般会計等		22,780	
一般会計等以外の 特別会計のうち公 営企業に係る特別 会計以外の会計	国民健康保険事業費会計	1,259,333	
	介護保険事業費会計	530,214	
	後期高齢者医療事業費会計	118,625	
	農業共済事業費会計	7,807	
	駐車場事業費会計	0	
	競艇場事業費会計	387,421	
公 営 企 業 会 計	法適用企業	水道事業会計	5,550,761
		工業用水道事業会計	3,064,081
		自動車運送事業会計	△ 414,376
		下水道事業会計	4,142,340
	法非適用企業	廃棄物発電事業費会計	81,795
		地方卸売市場事業費会計	239,080
		都市整備事業費会計	0
合 計		14,989,861	
標準財政規模		98,940,401	
連結実質赤字比率		－ (△ 15.15%)	

ウ 実質公債費比率

実質公債費比率 (3か年平均)	=	$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{算入公債費等})}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等}}$
12.4%		

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子
- ・ 算入公債費等：元利償還金・準元利償還金のうち基準財政需要額に算入された額

(単位：千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
A 地方債の元利償還金	22,709,565	24,686,988	24,983,783
B 準元利償還金	5,961,659	6,184,218	5,554,993
C 特定財源	6,115,624	6,598,292	6,701,301
D 算入公債費等	13,025,283	12,992,849	12,801,662
E 標準財政規模	97,168,637	98,889,554	98,940,401
A+B 地方債の元利償還金・準元利償還金	28,671,224	30,871,206	30,538,776
C+D 特定財源+算入公債費等	19,140,907	19,591,141	19,502,963
(A+B) - (C+D)	9,530,317	11,280,065	11,035,813
E-D 標準財政規模-算入公債費等	84,143,354	85,896,705	86,138,739
F 実質公債費比率(単年度) (A+B) - (C+D) / (E-D)	11.3%	13.1%	12.8%
実質公債費比率(3か年平均)	12.4%		

エ 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \left[\begin{array}{l} \text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} \\ + \text{基準財政需要額算入見込額} \end{array} \right]}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等}}$$

166.8%

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからヘまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金
- ・ 基準財政需要額算入見込額：地方債現在高等の償還金として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額
- ・ 算入公債費等：（P.15「ウ 実質公債費比率」算定式の説明欄参照）

（単位：千円）

項 目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	対前年度 増 減
将来負担額 A	362,835,559	358,726,142	345,959,849	△12,766,293
地方債の現在高	269,939,710	282,368,338	275,954,865	△ 6,413,473
債務負担行為に基づく支出予定額	8,690,892	7,628,133	6,802,866	△ 825,267
公営企業債等繰入見込額	34,931,432	31,861,045	29,394,472	△ 2,466,573
組合負担等見込額	1,290,172	1,096,922	880,704	△ 216,218
退職手当負担見込額	29,213,611	26,449,436	24,686,274	△ 1,763,162
設立法人の負債額等負担見込額	18,769,742	9,322,268	8,240,668	△ 1,081,600
充当可能財源等 B	201,245,667	201,486,188	202,252,329	766,141
充当可能基金	17,117,132	20,661,494	19,819,996	△ 841,498
充当可能特定歳入	67,891,215	64,141,883	64,187,127	45,244
基準財政需要額算入見込額	116,237,320	116,682,811	118,245,206	1,562,395
A－B	161,589,892	157,239,954	143,707,520	△13,532,434
標準財政規模 C	97,168,637	98,889,554	98,940,401	50,847
算入公債費等 D	13,025,283	12,992,849	12,801,662	△ 191,187
C－D	84,143,354	85,896,705	86,138,739	242,034
将来負担比率（A－B）／（C－D）	192.0%	183.0%	166.8%	△ 16.2

〔地方債の現在高の内訳〕

(単位：千円)

区 分			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	対前年度増減
一 般 会 計	普 通 債	土木	69,978,127	67,014,303	68,949,463	1,935,160
		教育	22,640,191	28,801,840	29,712,434	910,594
		衛生	32,104,587	29,534,558	27,177,169	△ 2,357,389
		その他の普通債	43,399,617	41,822,527	39,669,588	△ 2,152,939
		小計	168,122,523	167,173,229	165,508,654	△ 1,664,575
	災害復旧債		1,614,028	829,789	88,180	△ 741,609
	そ の 他	臨時財政対策債	36,159,675	43,858,513	50,606,977	6,748,464
		退職手当債	11,949,170	12,996,246	14,457,322	1,461,076
		その他減税補てん債等	18,448,071	16,753,446	14,975,788	△ 1,777,658
		小計	66,556,916	73,608,205	80,040,086	6,431,881
公共用地先行取得事業債			33,646,243	40,757,115	30,317,945	△10,439,170
合 計			269,939,710	282,368,338	275,954,865	△ 6,413,473

〔公営企業債等繰入見込額の内訳〕

(単位：千円)

特別会計名	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	対前年度増減
水道事業会計	419,878	290,134	117,981	△ 172,153
自動車運送事業会計	443,979	264,249	142,650	△ 121,599
下水道事業会計	32,808,059	30,205,004	28,192,419	△ 2,012,585
地方卸売市場事業費会計	160,620	132,308	116,283	△ 16,025
駐車場事業費会計	1,098,896	969,350	825,139	△ 144,211
合 計	34,931,432	31,861,045	29,394,472	△ 2,466,573

〔設立法人の負債額等負担見込額の内訳〕

(単位：千円)

法人名	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	対前年度増減
尼崎市土地開発公社	10,211,654	2,112,959	2,203,727	90,768
尼崎市総合文化センター	3,575,793	3,068,963	2,591,634	△ 477,329
尼崎健康・医療事業財団	4,623,548	3,963,042	3,302,536	△ 660,506
尼崎市環境整備事業公社※	89,560	44,780	－	皆減
尼崎市民共済生活協同組合※	30,000	－	－	－
阪神福祉事業団	137,690	121,355	105,080	△ 16,275
兵庫県信用保証協会	101,497	11,169	37,691	26,522
合 計	18,769,742	9,322,268	8,240,668	△ 1,081,600

※ 尼崎市民共済生活協同組合は、平成21年度末で損失補償契約が終了したため、22年度から算定の対象外となった。また、尼崎市環境整備事業公社は、23年度末の損失補償付債務がゼロとなった。

(2) 資金不足比率の算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- 資金の不足額：

資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額（※）

資金の不足額（法非適用企業）＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額（※）

※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

- 事業の規模：

事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額（※）－受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額（※）－受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

（単位：千円）

区分	会 計 名	資金剰余額	事業の規模	資金不足比率
法適用企業	水道事業会計	5,550,761	9,561,598	—
	工業用水道事業会計	3,064,081	1,688,739	—
	自動車運送事業会計	△ 414,376	2,401,054	17.2%
	下水道事業会計	4,142,340	10,940,045	—
法非適用企業	廃棄物発電事業費会計	81,795	309,531	—
	地方卸売市場事業費会計	239,080	355,083	—
	都市整備事業費会計	0	720	—

3 類似都市の財政指標等（総務省・地方財政状況調査関係資料等から抜粋）

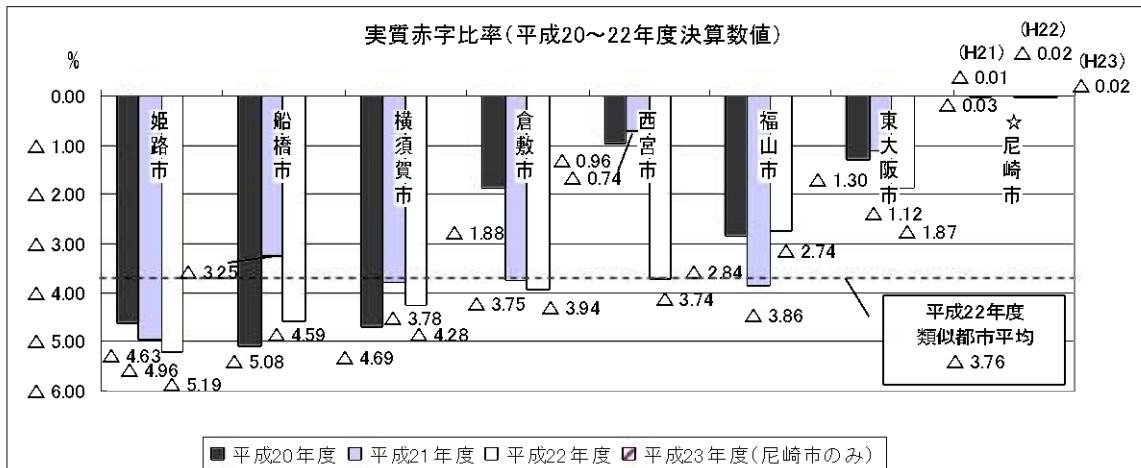
(1) 財政指標等（平成22年度決算数値）

（単位：人、km、%、百万円）

区 分		尼崎市	船橋市	横須賀市	東大阪市	姫路市	西宮市	倉敷市	福山市
人口（22年国調）		453,748	609,040	418,325	509,533	536,270	482,640	475,513	461,357
面積		49.97	85.64	100.70	61.81	534.44	99.96	354.72	518.11
健全化判断比率	実質赤字比率	△0.02	△4.59	△4.28	△1.87	△5.19	△3.74	△3.94	△2.74
	連結実質赤字比率	△12.86	△9.98	△14.92	△11.83	△17.84	△10.25	△20.79	△18.27
	実質公債費比率	11.9	1.6	5.4	8.6	10.7	10.7	11.5	7.6
	将来負担比率	183.0	△20.4	65.1	64.6	84.1	78.3	90.6	56.1
財政力指数		0.86	1.01	0.85	0.77	0.85	0.88	0.89	0.86
経常収支比率		95.5	91.8	95.4	96.1	81.8	96.3	88.5	87.6
一般会計等歳出総額		202,841	158,681	152,636	186,285	219,112	156,642	167,312	174,765
標準財政規模		98,890	102,392	82,828	103,804	116,349	96,365	101,461	98,784
地方税収入		78,566	92,938	63,560	74,635	90,635	81,832	78,838	71,972
交付税収入		13,708	4,386	12,210	21,172	19,187	10,460	13,544	16,272
地方債収入		33,598	10,209	13,511	15,323	23,243	12,711	16,878	20,494
人件費		31,168	35,916	29,038	32,015	32,598	35,027	30,376	31,690
公債費		25,598	12,128	16,888	17,329	21,029	23,724	15,918	19,884
扶助費		61,130	40,024	28,798	63,758	42,062	37,066	39,279	38,928
一般会計等地方債現在高		282,368	111,969	167,849	164,902	202,610	174,652	153,929	159,224
〔標準財政規模で規模補正した地方債現在高〕		282,368	108,139	200,397	157,096	172,206	179,228	150,027	159,395
充当可能基金		20,661	21,219	17,704	18,844	45,561	17,873	12,691	23,544
一般職員等		2,710	3,542	2,794	2,683	3,446	2,935	2,922	3,019

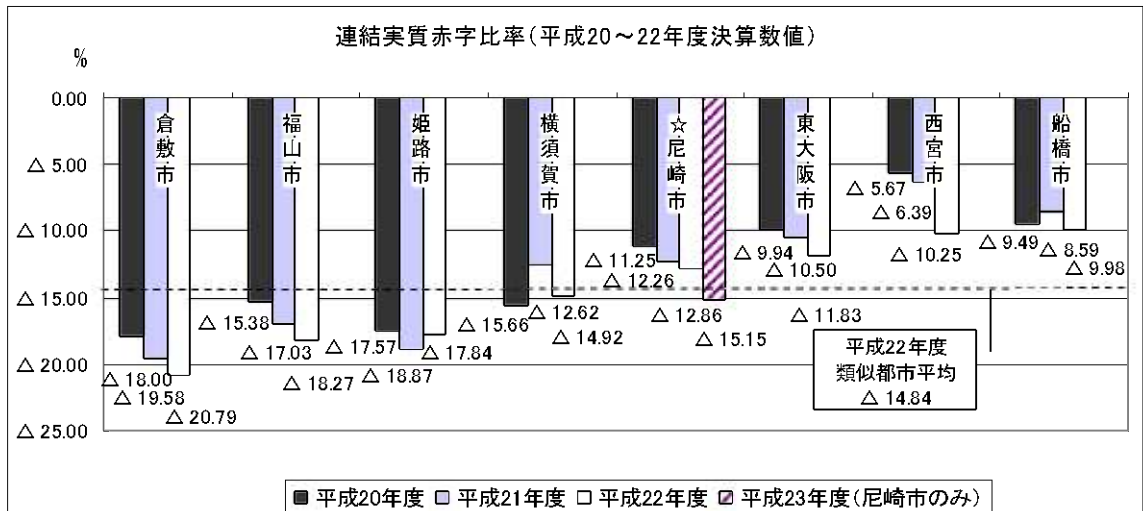
備考： 類似都市は、中核市のうち、人口41万人以上61万人未満、第二次、第三次産業95%以上、県庁所在地を除く都市から抽出している。

ア 実質赤字比率

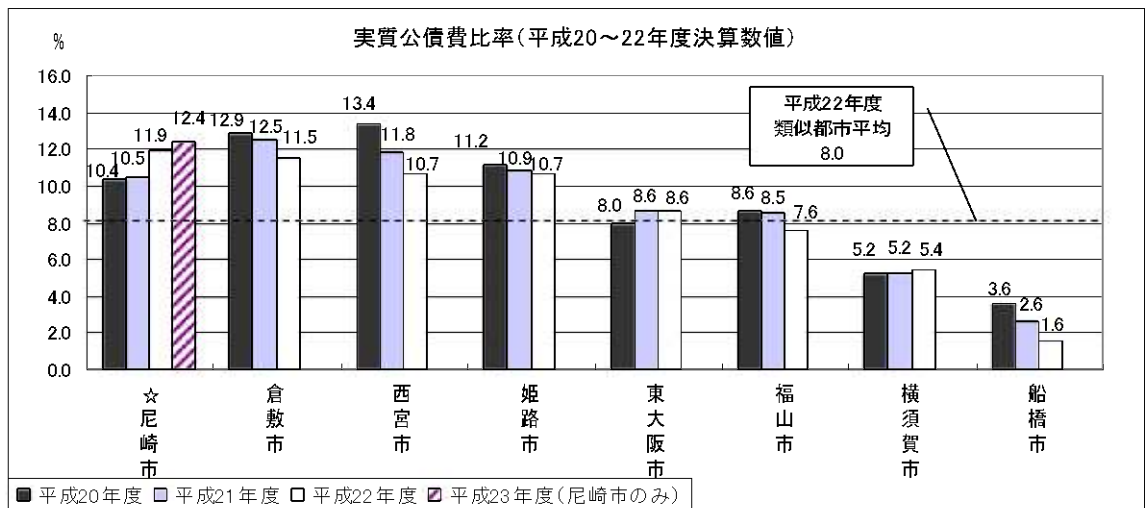


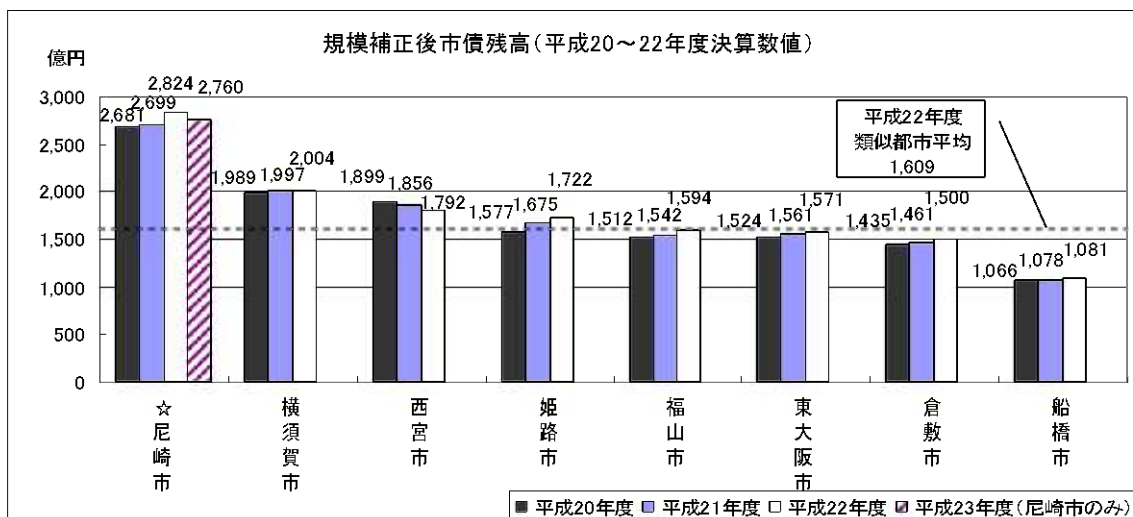
※ 尼崎市については、平成23年度決算数値も表示している。(以下のグラフにおいても同じ。)

イ 連結実質赤字比率

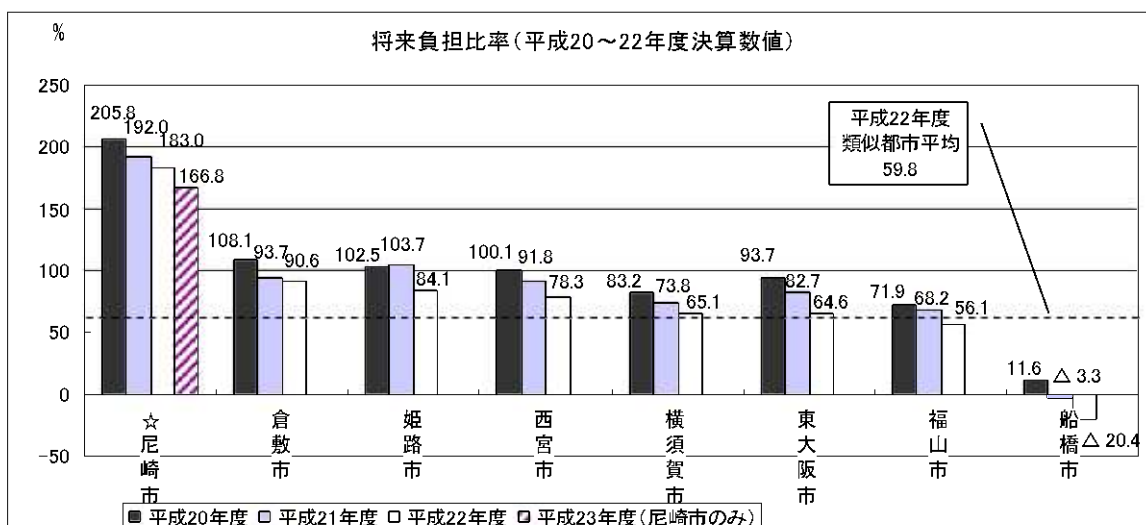


ウ 実質公債費比率等





エ 将来負担比率



(2) 将来負担額等(平成22年度決算数値)

(単位: %、百万円)

都市名	将来負担比率	標準財政規模	将来負担額	充当可能財源等	純負担額	市民1人当たり純負担額(千円)
尼崎市	183.0	98,890	358,726	201,486	157,240	347
船橋市	△ 20.4	102,392	229,347	248,098	△ 18,751	△ 31
横須賀市	65.1	82,828	242,280	195,724	46,556	111
東大阪市	64.6	103,804	339,914	281,671	58,243	114
姫路市	84.1	116,349	384,680	302,052	82,628	154
西宮市	78.3	96,365	268,870	205,985	62,885	130
倉敷市	90.6	101,461	336,821	258,332	78,489	165
福山市	56.1	98,784	272,754	224,625	48,129	104

③ 健全化判断比率等の推移（規模補正後の類似都市平均値との比較）

（単位：％、百万円）

項 目	年度 区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (尼崎市のみ)
実質赤字比率	尼崎市	△ 0.03	△ 0.01	△ 0.02	△ 0.02
	類似都市	△ 3.05	△ 3.07	△ 3.76	...
一般会計等実質収支額	尼崎市	37	10	22	23
	類似都市	2,893	2,984	3,729	...
連結実質赤字比率	尼崎市	△ 11.25	△ 12.26	△ 12.86	△ 15.15
	類似都市	△ 13.10	△ 13.37	△ 14.84	...
連結実質収支額 ・ 資金剰余額	尼崎市	10,646	11,921	12,726	14,990
	類似都市	12,396	12,994	14,680	...
実質公債費比率 (3 か年平均)	尼崎市	10.4	10.5	11.9	12.4
	類似都市	9.0	8.6	8.0	...
実質公債費比率 (単年度)	尼崎市	11.4	11.3	13.1	12.8
	類似都市	8.5	8.1	7.5	...
元利償還金の額 (特定財源控除後)	尼崎市	16,247	16,594	18,089	18,282
	類似都市	11,838	12,128	12,237	...
将来負担比率	尼崎市	205.8	192.0	183.0	166.8
	類似都市	81.6	72.9	59.7	...
将来負担額	尼崎市	372,403	362,836	358,726	345,960
	類似都市	296,182	295,774	291,255	...
一般会計等地方債残高	尼崎市	268,117	269,940	282,368	275,955
	類似都市	157,179	159,579	160,927	...
充当可能基金	尼崎市	19,283	17,117	20,661	19,820
	類似都市	18,854	19,564	21,798	...
標準財政規模 (類似都市は単純平均値)	尼崎市	94,579	97,169	98,890	98,940
	類似都市	98,861	98,960	100,283	...

※ 総務省ホームページ「地方財政状況調査関係資料 健全化判断比率・資金不足比率カード」及び各都市への照会により作成した。

4 用語説明（総務省・地方公共団体財政健全化法関係資料等から抜粋）

(1) 健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称である。

地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものである。

(2) 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率である。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(3) 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(4) 資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。

(5) 資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(6) 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額※に対する比率である。

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じである。

※ 標準財政規模から算入公債費等（元利償還金及び準元利償還金のうち基準財政需要額に算入された額）を控除した額（将来負担比率において同じ。）。

(7) 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額^{*}に対する比率である。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

(8) 早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値である。

(9) 財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値である。

(10) 経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値である。